

仕様書

- 1 勤務場所 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課
(東京都千代田区神田佐久間町1・9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)
- 2 稼動期間 平成30年4月1日から平成30年6月30日まで(稼動日数62日間)
- 3 採用人数 2人
- 4 性別 問わず
- 5 勤務形態
 - (1) 勤務日数 週5日勤務
 - (2) 勤務時間 8時30分から17時15分まで
実働 7時間45分(休憩 12時から13時まで)
 - (3) 休日 土・日祝日、年末年始
 - (4) 時間外勤務 月5時間程度
- 6 業務内容
 - 【IoT、AIの導入支援】
総合支援課が実施する事業(IoT、AIの導入支援)に関わる下記業務
 - (1) 総合支援課窓口における接客及び電話対応
 - (2) 委嘱者の勤怠まとめ
 - ・委嘱者(2名)から上がってくる報告等をもとに、月次で勤怠表等を作成
 - (3) 顧客データの抽出・登録・編集加工・修正・集計
 - (4) 事業のPR及び開催等に関わる資料作成・入力・編集加工・修正・発送・集計等
 - (5) ホームページの作成、更新
 - ・ドリームウェーバーやテキストファイルを用いて以下の業務を行う
 - ・各ページの修正業務(HTML、CSSのタグ打ち)
 - (6) 総合支援課が他課及び他機関と連携して実施する事業のデータ入力・編集加工、とりまとめ・修正・整理等の業務
 - (7) 総合支援課庶務的業務の補助
 - (8) その他総合支援課の事業に関わる業務
 - 【BCP策定支援事業】
総合支援課が実施する事業(BCP策定支援等)に関わる下記業務

- (1) 相談データの入力・編集加工・修正・集計
- (2) 顧客データの抽出・登録・編集加工・修正・集計
- (3) 事業の PR 及び開催等に関わる資料作成・入力・編集加工・修正・発送・集計等
- (4) テープ起こしを含む議事録データ入力・編集加工・修正
- (5) 総合支援課が他課及び他機関と連携して実施する事業のデータ入力・編集加工、とりまとめ・修正・整理等の業務
- (6) 総合支援課窓口における接客及び電話対応
- (7) ホームページの作成、更新
 - ドリームウェーバーやテキストファイルを用いて以下の業務を行う
 - ・新規ページの作成
 - ・各ページの修正業務（HTML、CSSのタグ打ち）
 - ・申込みフォームの作成や更新
 - ・SNSツール（ツイッターの作成、配信）
- (8) その他総合支援課の事業に関わる業務

7 必要条件

- (1) 上記 6 に示す業務内容を適切に遂行できる能力を有すること
- (2) HTML、CSS、Word、Excel、Power Point、PDF による作業ができること
- (3) HTML、CSS を使う業務に 1 年以上従事する経験を有すること
- (4) ビジネスマナーを身に附けていること
- (5) 窓口接客、電話応対、データ入力等、注意力や根気を必要とする業務に対応できること
- (6) 高齢者及び障がい者等に対し適切に対応できること
- (7) 派遣社員または正社員として 1 年以上実務経験を有すること

8 その他

上記のほか、本仕様書にない事項については公社と受託者で協議のうえ定めるものとする。受託者は、本仕様書に基づき業務を履行するものとし、公社は受託者の派遣労働者が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合には、その理由を示したうえで受託者に対して当該派遣労働者の変更を要求でき、この場合受託者は正当な理由のない限り公社の要求に応じて当該派遣労働者を変更できるものとする。

以上

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。